

岩手県告示第659号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成30年8月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 和賀川

2 指定区間

- (1) 左岸 和賀郡西和賀町沢内字長瀬野12地割133番地先（安ヶ沢川合流点）から和賀郡西和賀町槻沢25地割55番2地先（下前川合流点）まで
- (2) 右岸 和賀郡西和賀町沢内字泉沢2地割29番地先（安ヶ沢川合流点）から和賀郡西和賀町湯田19地割169番4地先（下前川合流点）まで